

盛岡市ホームページアクセシビリティシステム賃貸借仕様書

1 目的

盛岡市ホームページ（以下「ホームページ」という。）を利用する市民等で、主に高齢者、障がい者及び一時的な障がいのある人が、ウェブコンテンツを利用するときの情報アクセシビリティとして、テキスト情報の音声読み上げ及び色調等の変更を容易にする機能等を提供することを目的とする。

2 サービス対象者

ホームページを閲覧等利用する市民等

3 業務概要

(1) 件名

盛岡市ホームページアクセシビリティシステム賃貸借

(2) 準備期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

(3) システム稼働期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

(4) 履行場所

盛岡市 市長公室 広聴広報課（盛岡市内丸12番2号）、その他市が指定する場所

(5) 契約形態

契約締結日から令和13年9月30日までの長期継続契約

(6) 支払い期間

令和8年10月から令和13年9月まで

本契約に係る一切の費用（導入費用、運用費用、諸経費）を60カ月均等払い

4 業務内容

次に掲げる項目を実現するために必要なソフトウェア及びハードウェア一式を導入のうえ、ホームページ上でサービス提供するものとする。

(1) 音声読み上げ機能

ホームページ内のテキストコンテンツ（画像の内容を伝えるための代替テキスト等のテキスト情報を含む）について、日本語音声による読み上げ機能を利用できること。

(2) 色調変更機能

ホームページを閲覧する際、文字色及び背景色を変更できること。

(3) 文字サイズ変更機能

ホームページを閲覧する際、文字の大きさを変更できること。

(4) サービス利用環境

Microsoft Edge、Google Chrome等、主要なウェブブラウザで利用が可能であること。

なお、サービス利用の際、サービス対象者がソフトウェアを導入する必要がある場合は、原則無償で利用できるものであること。

(5) その他

JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス 3部：ウェブコンテンツ」に規定された内容に配慮した設計であること。

5 システムの管理

システムの適正な管理を行うため、以下の取り組みを実施すること。

(1) 24時間の運用を原則とすること。

(2) システムのメンテナンス等のため、サービスを停止する場合は、あらかじめ発注者に通知すると共に、利用者への周知を十分に行うこと。

(3) 上記 (2)に関わらず、システムやサービスの異常など公共性に照らして緊急かつ重大な事情が生じた場合及び当該事情の発生の恐れを認めた場合は、緊急にサービスを停止し、速やかに通報すること。

(4) 上記 (3)によりサービスを停止した場合は、その対策等について発注者と協議のうえ、速やかにサービスの復旧に努めること。また、サービスが再開した時点で、発注者へ通報すること。

(5) ソフトウェア類のバージョンアップ、変更等を行った場合は、作業終了後に、速やかに新しい設定等について発注者に報告すること。

(6) サービス提供機能等に変更の必要が生じる場合は、あらかじめ発注者に協議すること。

(7) サービスの提供にあたっては、十分なセキュリティ対策及び情報漏えい対策を講じるほか、運用するサーバについては、ウイルス駆除ソフトを常に最新バージョンに維持して感染を防止すること。

(8) その他、法令、条例及び関連規則を遵守し、本サービスを提供すること。

6 賃借料に含む費用

ホームページアクセシビリティシステムに要する導入費用、運用費用、諸経費等の一切の費用を含むものとする。

7 協議

本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、別途協議のうえ決定するものとする。